

審 査 基 準

平成21年7月22日作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第8条第2項
処 分 の 概 要：	通行の許可
原権者（委任先）：	警察署長 高速道路交通警察隊長
法 令 の 定 め：	道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 大分県道路交通法施行細則第7条（警察署長の通行の許可）
審 査 基 準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	5日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：	各警察署 高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：	大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課 高速道路交通警察隊総務係 （電話 097-544-6881）
備 考：	